

図書館利用教育

ガイドライン

—学校図書館(高等学校)版—

日本図書館協会図書館利用教育委員会編



目 次

序文	2
経過説明	2
「学校図書館(高等学校)版」発表にあたって	3
作成方針	4
図書館利用教育ガイドライン—学校図書館(高等学校)版— ..	6
I. はじめに	6
II. 各図書館で実施すべき項目と手順	6
III. 目標	9
IV. 方法	10
用語解説	11
参考文献	15
付録 「総合版」総論	16

1998

日本図書館協会

序 文

現在、わが国において情報化社会あるいは生涯学習社会ということが提唱され、人々の間に情報活用能力の重要性が認識されているかに見えます。しかし実情はそれが図書館利用能力と結びついているとは言えません。多くの人々の図書館利用は必ずしも成熟しているとは言えず、日常生活を始め、学習、研究、調査等の活動に少なからず支障を来しております。これは過去において、初等教育、中等教育、高等教育また社会教育にわたって、図書館利用教育への取り組みがほとんど組織的になされていなかった結果と考えられます。人々は基本的人権としての知る権利を十分に保障されていなかったと言えましょう。図書館および教育関係者は、利用教育を実施することにより、人々の情報面での自立を支援し、知る権利を保障する義務があると考えます。

このガイドラインはわれわれ関係者が、それぞれの立場でその責務を果たす方策を示したものです。図書館関係者はもちろんのこと、図書館行政担当者、教育関係者の方々には、これを参考にしていただき、図書館利用能力の一層の向上を推進していただくことを期待しております。その上で、ご意見、ご提案がありましたならば、ぜひお聞かせいただきたいと存じます。

最後に、このガイドライン策定にあたり貴重なご意見やご提案をいただいた方々、および策定にご尽力をいただいた委員各位、および作業委員各位に対して深く感謝申しあげます。

日本図書館協会 図書館利用教育委員会
委員長 濱田 敏郎

経過説明

図書館利用教育委員会は、1989年12月に日本図書館協会利用者教育臨時委員会として発足、1993年度に現名称に改称し常設の委員会としての活動を開始した。以来、図書館界挙げての利用教育への取り組みを目指し、理論的根拠と実践の指針を提示するガイドライン策定の作業を進めてきた。

1993年度の全国図書館大会で「総則」および「大学図書館版」の素案を公表した。その後、各種の講演会・研究会等で問題提起を行い、同時に『図書館雑誌』誌上や当委員会の『通信』誌上での討議を含めて協会会員より多数のご意見をいただいた。

また1994年12月以降、館種別のガイドライン作成を目指して作業委員会を設置し作業を進めた。そこで提出された館種別の素案を検討・統合し、1995年10月に再び全国図書館大

会において「総合版」にまとめ、発表した。その後、この「総合版」を各館種の事情に合わせて修正を行い、館種別ガイドラインを作成した。

「学校図書館(高等学校)版」の原案は、学校図書館作業委員会により、1995年1月より1996年3月までの約1年3か月の期間をかけて作成された。作業委員会のメンバーは、公立、私立の高等学校図書館に勤務する司書4名と利用教育委員1名の計5名である。その後、図書館利用教育委員会での検討を経て『図書館雑誌』1996年10月号にガイドラインの抜粋を掲載した。それに対して多くの方からいただいたご意見を反映し作成された最終版は、1997年3月に常務理事会に提出され、さらに検討を加えられ、1998年4月に正式に承認された。

「学校図書館(高等学校)版」発表にあたって

学校図書館は今、重要な変革期を迎えており、情報メディアが多様化し、情報が氾濫している現代にあって、すべての生徒が自主的・主体的に情報を利用できる能力を身につけることは、図書館を含めた学校教育の最も大きな目標になりつつある。

これまで学校図書館は、生徒の情報ニーズに対応するために予約制度の導入や貸出方式の改善等を行ったり、生徒の考える能力を伸ばす授業づくりのために教科との連携を進めるなど、学校教育や生徒の学校生活を支援する働きかけに積極的に取り組んできた。今後はこれらの実践をさらに発展させつつ、整理・体系化して、高等学校における情報教育の全体像を明確に示し、その中で学校図書館が果たすべき役割を追求していくことが必要になってくると考えられる。

目を現状に転ずれば、学校図書館の多くがはなはだ貧しい状態にあり、学校図書館が今後どうあるべきかさえ、まだ意見の統一を見ていらない。理想を語る前に目の前の現実に対処することに追われる学校図書館の苦しい状況は、当委員会も十分認識している。しかし、生徒は今後好むと好まざるに関わりなく、情報社会の中で生きて行かなくてはならない。生徒に最も身近な情報収集・整理・活用・発信の場として、学校図書館が生徒の情報面での自立を可能な限り支援していくのは当然のことである。

学校図書館の現状の問題点をより理想的な形で解決し、学校教育・生涯学習への社会的要請に応える確かな将来展望を切り開く鍵は、学校図書館が情報教育にどこまで寄与できるかにかかっていると考える。

作成方針

1. このガイドライン「学校図書館(高等学校)版」は、高等学校の図書館が情報教育への取り組みを実施する際の指針を提示しようとするものである。

2. 呼称は図書館利用教育だが、実質は学校図書館が関わる情報教育として位置づける。

3. 呼びかけの対象は学校図書館関係者である。図書館分掌に携わる教員も含まれていることを考慮し、わかりやすい表現を目指すが、主として学校図書館についてある程度専門知識を持った人が読むことを前提とする。

4. 指導の目標と方法は1から5までの5つの領域に分けられている。これは難易度による段階分けではなく、あくまで利用者の立場に立って、情報を利用するときの流れを5つの作業ステップに区分けしたものである。

人が何か行動しようとするとき、その計画達成のために情報を必要とする。目標をよりよい形で達成するために、人は情報を収集し、選択し、整理し、それを利用して行動する。またその結果は整理され、新たな情報として発信され、社会に還元される。

このように利用者の情報利用は、図書館で資料を収集しただけでは完結しない。収集された情報は整理、活用、発信の段階を経て、情報利用の全体が完成する。そこでこのガイドラインの指導目標は、印象づけ、サービス案内、情報探索法指導までの3段階に情報整理法指導・情報表現法指導の2段階を加えて5段階とする。

5. 具体的な指導の方法としては、図書館と教科との協力のあり方を、3つの段階に分けて提示する。

まず、図書館が独自に実行できるものを「関連なし」の段階とする。次に「関連なし」の方法に加えて、各教科と関連づけた取り組みが実施されている状態を「関連あり」の段階とする。この段階で図書館と教科は協力しあう関係だが、統合的にカリキュラム化された情報教育にまでは至っていない。今日多くの学校図書館で行われている図書館の資料を使った調べ学習はこの段階である。

最後に図書館と教科が共通の体系的な情報教育のカリキュラムを持ち、分担して指導を行っていく形態を「統合」の段階とする。この段階では図書館独自の取り組みも、すべて大きな情報教育の流れに沿って展開される。

総合的な情報教育のカリキュラムが完成していない現状では、「統合」段階はあくまで到達目標としての段階であり、今後部分的・段階的にその実現を目指すものである。

今回のガイドラインでは将来の「関連あり」から「統合」への制度化をも視野にいれているが、具体的な方法は「関連あり」段階までを提示するにとどめている。

6. このガイドラインが想定する利用教育の対象は生徒であるが、教職員等その他の利用者

に対する支援もこれに準ずる。

7. 利用教育のすべてを学校図書館に囲いこまず、教科、校務分掌との連携・分担で行うものとする。
8. 「子どもの権利条約」に示された生徒の諸権利を尊重する。
9. 「学校図書館法」「学校教育基本法」その他の関連法規に配慮する。
10. 実施に際しての具体的な作業については、このガイドラインとは別に、ハンドブックやマニュアルを刊行していく予定である。

図書館利用教育ガイドライン 一学校図書館(高等学校)版一

I. はじめに

高等学校図書館の使命は、学校における学習・教育・研究および生活や地域貢献への情報面での支援である。その支援には、資料・情報提供サービスと、図書館利用教育の二本の柱がなくてはならない。高等学校図書館における図書館利用教育とは、すべての利用者が、情報をより効率的に活用できる自立した情報利用者へと成長することを支援する体系的・組織的な教育を指す。

II. 各図書館で実施すべき項目と手順

1. 理念の確認

- 1-1. 生徒及びその他の学校図書館の利用者が自立した情報活用者となることを支援すると
いう利用教育の理念を、自館の方針として明文化する。
- 1-2. その方針を館内および学校内に周知し、理解者・協力者を増やし、合意を得る。

2. 組織の確立

- 2-1. 図書館利用教育の立案、実施、評価に責任を持つ部署を、校務分掌の中に設置する。
- 2-2. 学校図書館の専門職員は上記の部署に必ず参加する。

3. 現状の分析

- 3-1. 学校の使命・目的を理解する。
- 3-2. 学校のカリキュラムと諸活動を把握する。
- 3-3. 利用者をサービス対象としてグループ分けし、各グループの情報ニーズを明確にする。
- 3-4. 学校全体および図書館における現行の利用教育の実態を分析する。

4. 目的・目標の設定

- 4-1. 学校の目的および利用者のニーズに合わせて図書館利用教育の目標を5つの領域で明文化する。
・領域1：印象づけ

学習上、また日常生活の場で情報ニーズが生じた場合、そのニーズを満たす場として、まず学校図書館があることを認識させる。また知る権利を保障する場として

その他の各種図書館が存在することを知らせ、利用しようという意識を持たせる。

・領域2：サービス案内

学校図書館の施設・設備、サービスおよび専門職員による支援の存在を紹介し、図書館を容易に利用できるようにする。

・領域3：情報探索法指導

情報の特性を理解させる。各種情報源の探し方と使い方を指導し、主体的な情報利用ができるようにする。

・領域4：情報整理法指導

メディアの特性に応じた情報の抽出法、加工法、整理法、および保存法を理解させる。

・領域5：情報表現法指導

情報表現に用いる各種メディアの特性と使用法を指導し、目的に合った情報の生産と伝達の方法と、守るべき情報倫理について理解させる。

4-2. 利用者の各グループの情報ニーズに対して多様な目標を設定する。

4-3. 少数のニーズに対する目標も含める。

5. 方法・手段の設定

5-1. 設定した目的・目標を達成するために必要な方法・手段を具体的に設定する。

5-2. 方法には次の3段階がある。

1) 教科授業との関連なし

教科と関係なく図書館単独での実施が可能なもの。

2) 教科授業との関連あり

教科と図書館が協力して実施する。ただし情報教育の統合的カリキュラムを持たない。

3) 教科授業との統合

統合的な情報教育のカリキュラムに沿って、すべての教科と図書館が協力して実施する段階。

5-3. その方法・手段を準備するために必要な要員と予算を設定する。

5-4. 準備作業の手順と日程と担当者を決める。

6. 財政の確立

6-1. 利用教育のための予算を毎年計上し確保する。

6-2. 予算は目標達成に必要な教職員の確保、研修の実施、施設・設備、教材、広報手段の調達に十分な額にする。

7. 担当者の採用と育成

- 7-1.** 利用教育のプログラムの立案、実施、評価を行うことのできる図書館の専門職員を採用・育成する。
- 7-2.** 目標達成に必要十分な数の協力者を学内に確保する。
- 7-3.** 利用教育を担当・実施または補助する教職員に対する研修を設定する。
- 7-4.** 利用教育を補助する生徒を育成する。
- 7-5.** 研修内容には、必要に応じて教育学・図書館情報学の知識、指導法、AV資料など教材の作成法、機器の操作法、評価の方法等が含まれる。
- 7-6.** 研修マニュアルを作成する。

8. 施設、設備、教材、手段の提供

- 8-1.** 教材を準備し、多様な指導形態を提供する（個人・小グループ・大グループ向け、講義、討論形式、各種メディアを利用したもの等）。
- 8-2.** 目標に適した施設（広さ、数）を提供する。
- 8-3.** 実習で利用される参考ツールを教材として揃える。
- 8-4.** 学校内外向けの多様な広報手段を展開する。

9. 学校内協力体制の確立

- 9-1.** 目標の明文化と実施への学校関係者の参加・協力の体制を作る。
- 9-2.** 目標達成度の評価への学校関係者の参加・協力の体制を作る。

10. 評価の定着化

- 10-1.** 指導プログラムの効果を定期的に評価する。
- 10-2.** 目標達成度を評価し、実績を学校内外に公表する。
- 10-3.** 次期の目標の設定に反映させる。

III. 目標

	領域1 印象づけ	領域2 サービス案内	領域3 情報探索法指導	領域4 情報整理法指導	領域5 情報表現法指導
目標	<p>以下の事項を認識する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 図書館は利用者の年齢にかかわらず、知る権利・読書の自由を保障する 図書館は生活、学習、研究を情報面から支援する開かれたサービス機関 図書館は利用者の自立を支援する教育機関 図書館は憩い、集い、語らうことのできる広場 図書館は種々のメディアを提供する機関 図書館は物理的な空間というより世界に開かれた情報の窓 図書館は気軽、便利、快適で自由な場 情報活用能力（情報リテラシー）の重要性 	<p>以下の事項を理解する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 自分の学校の図書館の特徴 施設、設備の配置 検索ツールの配置と利用法 参考ツールの存在と有効性 利用規定（開館時間等） サービスの種類（貸出、予約、リクエスト、レファレンスサービス、情報検索、相互貸借、複写サービス、読書案内、アウトリーチ等） 図書館員による専門的なサービスが受けられること 図書館員による懇切、丁寧な案内、支援、協力が受けられること 利用マナー 行事（講演会、展示会、ワークショップ、上映会等）の案内 館種の特徴と役割分担 	<p>以下の事項を理解し習得する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 情報探索法の意義 分野ごとの情報伝達形態の違いと固有の資料の存在 情報の特性の理解と評価のポイント（クリティカルリーディング等） 資料の基本タイプと利用法（図書、雑誌、新聞、参考図書、AV資料、CD-ROM、オンラインデータベース等） 情報機能のアクセスポイントと使い方（著者名、タイトル、キーワード、分類記号、件名標目、シソース等） 情報検索の原理 検索ツールの存在と利用法（書誌、索引、目録、OPAC、レファレンスデータベース等） 自館資料の組織法と入手法（分類、請求記号等） レファレンスサービスの利用法 情報探索ストラテジーの立て方 他機関資料の調査法と利用法 ブラウジングの効用 	<p>以下の事項を理解し習得する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 情報整理法の意義 情報内容の抽出と加工（要約、引用、パラフレイズ、抄録、翻訳、解題等） メディア別の情報記録の方法（メモ・ノート法、カードの記録法、クリッピング、データベースのダウンロード、録音・録画等） 発想法（ブレーンストーミング、KJ法等） メディア別の情報保管法（AV資料の整理法、コンピュータによる保存管理法等） 資料の分類とインデックスの作成法（キーワード、見出し語付与、ファイリング法等） 書誌事項・アクセスポイントの記録法 分野別・専門別の整理法 	<p>以下の事項を理解し習得する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 情報表現法の意義 情報倫理（著作権、プライバシー、公正利用等） レポート、論文、報告書等の作成法（構成、書式、引用規則等） 印刷資料の作成法（パンフレット・リーフレット・ミニコミ紙等の編集、印刷、製本の方法等） AV資料の作成法（ビデオの制作・編集法等） コンピュータによる表現法（グラフィック、作曲、アニメーション製作法等） コンピュータによるコミュニケーションの方法（電子メール、インターネット等） プレゼンテーション技法（話し方、資料の提示法－OHP、板書法、ホワイトボード、AV資料、マルチメディア等の活用） 分野別の専門的な表現法

IV. 方法

		領域1 印象づけ	領域2 サービス案内	領域3 情報探索法指導	領域4 情報整理法指導	領域5 情報表現法指導
方 法	関連なし	1.ポスター、ステッカー、ちらしなどの広告媒体による図書館の存在の印象づけ 2.校内の広告媒体（学校新聞、校内放送等）による印象づけ 3.図書館出入口付近のサインの工夫と館外から見える場所での展示 4.地域の広報チャンネル（ミニコミ、マスコミの地方版等）の活用 5.ブックトーク	1.新入生オリエンテーション 2.学年別オリエンテーション 3.パンフレット、リーフレット（「利用のてびき」を含む）の配布 4.サービス案内ビデオの上映 5.AV、CAIによる双方向ディスプレイ等を利用したインフォメーション 6.館内ツアーの実施 7.サイン計画 8.窓口での図書館員の対応 9.投書箱の設置 10.リクエストコーナーの設置	1.バスファインダーの用意と配布 2.「図書館クイズ」等資料の配置を把握させるためのゲーム等企画、実施 3.図書館内オリエンテーリングの実施 4.独習用、集団用学習ツール（ビデオ、パソコンソフト）の制作と提供 5.講習会の開催 6.生徒が自由に利用できる検索システムの導入 7.最寄りの図書館、資料館、博物館等の類縁機関、その他書店、古書店等の紹介	1.情報の整理、加工法の独習用、集団用ツール（ビデオ、パソコンソフト）の作成と提供 2.情報整理、加工に関する学習会および講習会の開催 3.生徒が利用できる情報整理・加工コーナー（パンチ、ステープラー、その他情報整理、加工に必要な用具を用意。領域5の3と共用になる部分もある）の設置 4.発想法の独習用、集団用ツール（ビデオ、パソコンソフト）の作成と提供	1.情報表現法の独習用、集団用ツール（ビデオ、パソコンソフト）の作成と提供 2.情報表現法に関する学習会および講習会の開催 3.生徒が利用できる情報生産コーナー（ワープロ、コピー機、印刷機、ビデオ編集装置等を用意）の設置 4.生徒の発表の場（発表会、討論会、展示会、展示コーナー、新聞、壁新聞、電子会議等）の設置
	関連あり	1.授業の中で教師による図書館の意義への言及 2.授業テーマに関連づけたブックトーク	1.教科別オリエンテーション 2.授業・レポートに関して、レファレンスサービスをはじめとした各種図書館サービスが利用できることを生徒に知らせる。またそれを利用するように教師から指導する	1.教科の内容と関連づけて、情報探索の方法について、授業時間内に説明し、実習させる 2.テーマ別バスファインダーの提供	1.教科の内容と関連づけて、情報整理の方法について、授業時間内に説明し、実習させる	1.教科の内容と関連づけて、情報表現の方法について、授業時間内に説明し、実習させる
(これらと並行して「関連なし」の方法も実施される)						
評価の指標例	統合的な情報教育のカリキュラムに従って、図書館と教科が相互に協力して、説明し、実習させる「関連なし」「関連あり」の段階の方法も、そのカリキュラムに従って体系的に実施される					
	1.学年・クラス・個人別利用率 2.学年・クラス・個人別貸出量 3.授業のための科目別図書館利用時間数	1.好感度 2.オリエンテーションの効果 3.投書箱への意見件数 4.リクエスト件数 5.各行事への参加者数	1.レファレンス件数 2.バスファインダー配布数 3.ツールの利用度、効果 4.催事への参加者数	1.ツールの利用度、効果 2.各催事への参加者数 3.情報整理・加工コーナーの活用度	1.ツールの利用度、効果 2.各催事への参加者数 3.情報生産コーナーの活用度	

用語解説（五十音順）

以下の用語解説は、単に用語の解説にとどまらず、このガイドラインの意図をより深く解説した部分を含んでいる。ぜひ本文と併せて一読していただきたい。用語の説明部分は利用教育を理解し実施に移す助けとするために作成されたものであり、その範囲以外の適用は考慮されていない。

● あ行

アクセスポイント 二次資料等の各種アクセスツールを用いて必要な情報を検索するときに、手がかりとなる言葉や記号を指す。情報検索手段として図書館が共通に用いている著者名、書名、それらの一部、キーワード、件名、分類番号の特定の仕方を指導すると同時に、各図書館が独自に採用している固有のものがあればその指導も行う。生徒にとって何を手がかり（アクセスポイント）とするかは、たいへん分かりにくく、その意味でアクセスポイントを理解することが情報検索の第一歩である。

OPAC（オーパック） Online Public Access Catalog の略語。コンピュータを使いデータベース化された図書館の閲覧用目録。

● か行

館種の特徴と役割分担の説明 学校図書館、公共図書館、大学図書館、専門図書館、国立国会図書館の特徴、役割分担、相互関係の他、メディアの流通形態全体の中での図書館の位置についても言及する。また、日本図書館協会や学術情報センターの存在と役割、アメリカ議会図書館や大英博物館図書館等諸外国の図書館についての紹介も行う。

関連あり 「関連あり」の段階では、ある教科の学習・研究（あるいは学校行事の準備等）の過程において、必要とされる情報探索法・整理法・表現法を学ばせる指導方式がとられる。通常、教員から要請されて図書館員がその授業時間の一部を使って指導を行う。現在、高等学校で行われている「調べ学習」に対する図書館の「教科協力」は、この段階にあると考えられる。生徒には課題解決という強い動機づけがあるので指導効果が期待できるが、授業に図書館を利用するかどうか、図書館員にどこまで指導を要請するかは教員によって考え方があちまちなので、生徒の所属する学年や選択する教科によって受けられる利用教育の内容にはばらつきが出る欠点がある。
（→統合）

教育 教育とは、広く人が成長し自立することを支援する営みを指す。図書館利用の支援は、単に利用時点で利用者が持っている目的の達成を直接的に支援することだけでは十分でない。利用者が図書館を総体的にとらえることができれば、その後は様々な応用がきくようになるのであるから、図書館活用能力の増進という間接的な支援も図書館サービスには不可欠である。図書館利用教育の本質は利用者の情報利用面での自立を促進することにある。この体系的・組織的な営みは明らかに教育の一分野である。教育という言葉を、権威を持つ者が強制的に相手を従わせる行為のみと誤解してはならない。教育は個人の発達の最大限の実現を支援するものである。

協力者 図書館利用教育の協力者としては、教員、学校職員が第一にあげられるが、保護者や卒業

生、地域住民のボランティア、生徒図書委員や生徒のボランティア等も有力な協力者となりうる。グループ分け 図書館利用度（未来館者／初来館者／反復利用者等）、利用者区分（生徒／教職員等）、利用目的（調査／娯楽／自習等）、専門分野など様々な区分要素による利用者の細分化が考えられ、サービス計画立案の基礎となる。

検索ツール 必要な資料を探すために用いるものの総称。OPAC、二次資料（書誌、目録、索引誌）、レファレンスデータベース等を指す。

広報 広報には領域1、2の図書館一般の紹介や自館の全般的な案内のためのものと同時に、領域3、4、5の個々のイベントの具体的な告知・宣伝も含む。

● さ行

CAI Computer Assisted Instructionの略語。予めコンピュータに組み込まれた学習プログラムを学習者が個別的に対話しながらたどる形で学習を進められる教育支援システムのこと。

サイン サインは、単に利用者を目的地へ誘導するための建物の付属品ではない。サインシステムの総体の中に表記される呼称や説明は、図書館の施設、サービスについての利用者の理解を増進させるという重要な教育的意義を持っているし、また、そのデザインの利用者に伝えるイメージがライブラリーアイデンティティの重要な視覚要素であるという面も有する。細心の教育的配慮が必要である。

シソーラス 「データベース中に出現する統制されたキーワードやディスクリプタの相互関係を整理し関連づけたもの」（『最新情報科学用語小辞典』講談社、1995、pp.243）

情報教育 狹い意味の「コンピュータ教育」ではない。情報の生産・流通・検索・獲得・加工・保管・消費・表現・評価などあらゆる側面に関する知識・技能の習得を支援する教育、すなわち情報リテラシー教育を指し、図書館利用教育はその一端を担う。

情報整理の意義 大切なのは情報を活用して何をするかであり、その目的を達成するための技術として情報整理が必要だということをまず理解しておく必要がある。図書館で紹介する情報整理の方法は基本的で使いやすく、目的適合性・合理性を持ち、一般に互換性を持つものであることが望ましい。

情報探索ストラテジー 有効で効率的な検索を行うため、探索開始に先だって、どのような情報源やツールを用い、どのような順序（流れ）で進めていくかを、情報ニーズや探索目標に基づいて規定した計画案（戦略）。

情報探索の意義 社会生活でわからないことや、知りたいことが出てきたときに、ただやみくもに探していたのでは効率が悪い。情報の探索法を知っていればはるかに快適な生活が送れる。そのことをまず生徒自身が理解することが大切である。学習には動機づけが重要であり、何のためにそれが必要なのかということを明確にする必要があるのは、他の領域においても同様である。

情報ニーズ 情報ニーズは調査・研究や学習の際に生じるものだけでなく、人間生活の様々な場面で必要になる情報へのニーズのすべてを指す。needsは需要であり、潜在需要と顯在需要がある。要求（demands）は、利用者自身によって意識され表明された需要であるが、必ずしも本人の真の需要を正確に反映しているとは限らない。したがって図書館が利用者の真の需要を把握するた

めには、調査と分析が必要になる。

情報の特性 メディアの持つ特性、専門分野に特有な資料の持つ特性、また情報発信の年代・地域・社会状況・発信者（源）の持つ特徴と限界等を指す。

情報の評価 多種多様な情報が氾濫する現代において、真に有用な情報を獲得するためには、その特性を理解し、新しさや確かさなどを適確に評価できる判断力が必要とされる。情報利用には、単に入手法を知るだけでなく、取捨選択ができる批判的読解の能力を養成することも重要になる。

情報の窓 <窓>というコンセプトは重要である。たとえ今は蔵書が貧弱でも、相互協力やデータベースの利用によって、利用者が思っているよりはるかに広範囲で高度な情報提供サービスが可能になる。図書館は単独に存在しているのではなく、世界中に張り巡らされたネットワークに向けて開かれている窓のようなものだという印象を与えたいたい。

情報表現の意義 人は誰でも情報の発信者になりうる。情報の発信はマスメディアのみに許された特権的行為ではない。今日のメディアの状況は個人からの情報発信を可能にしているし、その情報がマスメディア情報よりも価値を持つこともしばしばである。個人の研究や経験は、新たな情報として加工され他者に伝えられることで、社会の発展に寄与する。個人が情報発信することの意義を理解しておくことが重要である。

情報倫理 表現の自由、個人情報の保護、著作権の問題等の他、マスコミュニケーションのあり方についても触れておく必要がある。自己の行使できる権利と同時に他者の人権、プライバシー、著作権を尊重するという情報倫理を意識させる。

自立的利用者 自立とは、自らの動機に基づき、習得した方法・手段を用いて、主体的・自主的に、目的を達成できる状態。したがって、利用者としての自立とは、情報活用技能（情報リテラシー）を獲得することによって、図書館員の助けなしで図書館を活用できることを言う。図書館学で言う自立的利用者（independent user/self-reliant user,etc..）という概念がキーワードになる。この概念は、利用者が自立すれば図書館員が不要になると主張するものではない。図書館の利用法を知ることにより、ますます発展的な図書館利用の要求が生まれ、そのための指導サービスが、従来の資料・情報の提供サービスと並ぶもうひとつの重要な柱になる。

資料の基本タイプ レファレンス図書、各種データベース、AV資料等で、情報探索をする場合、基本的な資料であっても、学校図書館のような小図書館では所蔵していない場合もありうる。情報探索に有効な資料は、所蔵の有無にかかわらずその資料名と利用法を習得させることが望ましい。自館に所蔵しない資料が必要な場合も相互貸借で取り寄せたり、所蔵館を紹介したりして生徒が資料を活用する機会を積極的に作るよう配慮する。

知る権利・読書の自由 知る権利・読書の自由は「図書館の自由宣言」「子どもの権利条約」等によって保障されていることを理解させる。また、プライバシーの保護は利用者と図書館の信頼関係の基本なので、図書館が利用者の読書・情報活用の記録を個人情報として保護していることは強調しておく必要がある。さらに図書館管理用システム上の個人貸出記録などのプライバシー保護にも十分な配慮が必要である。

生徒の発表の場 生徒は表現する自由や意見表明権を有しており、その表現の場を保障することも学校図書館の役割のひとつである。具体的には、図書館内に生徒の出版物等を展示する書架を用

意する、生徒が利用できる掲示コーナーや展示コーナーを設置する、発表会、討論会等生徒の意見や研究成果を発表する機会を設定する、インターネット上に学校のホームページを作つてそこに生徒の作品を発表するなど、様々な方法が考えられる。

● た行

統合 情報活用能力の育成が高校教育の目的のひとつとなり、入学から卒業までの在学期間を通して情報探索法・整理法・表現法を生徒が身につけられるように、教科授業、学年指導、学校行事、課外指導といった学校教育全体の指導計画の中に情報教育カリキュラムを組み込んで指導する段階。最初から図書館員と教員が共通の目標のもとに協力して計画・実行・評価(→「評価」)を行う点で「関連あり」の段階より相互依存度が高い。高校教育と図書館利用教育の全面的な統合が実現される段階に当たる。(→「関連あり」)

投書箱コーナー 投書を利用者からの貴重なフィードバックと位置づけ、生徒とのコミュニケーションのチャンネルのひとつとして積極的に活用する。寄せられた投書は、公開を原則とし、複数のスタッフで閲覧・回答することが望ましい。但し、掲示の基準と回答のシステム、保管閲覧バックナンバーの取り扱いについて予め明示して、公開を希望しない生徒に配慮しておくことが必要。回答しなかったり、非公開にしたりして、生徒が意見を出さなくなることがないよう、具体的・現実的・建設的な提案を引き出すような信頼関係を日頃から作つておくことが大切になる。

図書館職員の専門性 図書館利用教育を担当する職員には、資料の選定・分類・整理・レファレンスなどの従来言われてきたような図書館員の専門性ももちろんだが、それに加えて、校内の横断的なプロジェクトの実行管理能力が必要となる。

図書館の特徴 その図書館らしさ。図書館という機関にとって「人格」に当たるもの。ライブラリーアイデンティティとも言い、施設、資料、図書館員、サービスの総体がひとつの個性的存在感を持つことを指す。サインや広報媒体、帳票類、窓口対応なども含めて、利用者の五感に触れるすべての要素が、統合的に企画・管理されている状態が理想となる。図書館利用教育の実施にあたってはコミュニケーションの土台となる。

● は行

パスファインダー ある主題に関する資料・情報を収集する際に、関連資料の探索法を一覧できるリーフレットのこと。網羅的な文献リストや一般的なガイドブックと異なり、あくまで具体的、限定的な主題に対する探索法を簡便に示すことを狙った道案内である。最近はデータベース形態で提供されるものもある。

評価 評価する主体によって、図書館による自己評価、高等学校内の構成員による評価、校外の第三者による評価等の区分がある。評価のポイントを計画と実行の過程に置くか、目的達成度という結果に置くかによって、形成的(formative)評価と総合的(summative)評価に分かれる。図書館利用教育への取り組みが、利用者にどれだけ有効であったかを判断するために評価の基準が必要となる。将来「関連あり」や「統合」の段階では、生徒の情報活用能力の習得の度合を評価することの必要性も予想されるが、今回は「関連なし」の段階の評価基準のみを示した。

ブラウジング 必要な資料を特定してから、その入手に向かうことが情報探索の基本ではあるが、漠然とした目的で、あるいは無目的で、書架を眺め歩いたりランダムに資料を通読すること、つまりブラウンジングには思いがけない情報探索の効用もある。

● ま行・● や行・● ら行

目的と目標 このガイドラインでは中長期の理念的・抽象的な終着点（goal）を「目的」とし、図書館利用者の個々のプログラム（具体的な企画の実施計画）の測定・評価可能な到達点（objective）を「目標」と表現する。

予算 図書館利用教育の予算は、講師を依頼した場合の必要経費、担当者の研修のための費用等の人事費の他、使用機器、消耗品等に要する経費を含めた広義の予算である。通常の利用のための参考ツールの予算は資料費として計上されるが、図書館利用教育の教材としての参考ツールの予算は、実習で利用者が手にすることができる数量分を別途確保しておく必要がある。

利用案内 図書館界で慣用される「利用案内」という用語は、パンフレット、リーフレットなどの印刷媒体を指すことが多いが、誤解や混乱のもとになるので呼称を工夫したい。文字通りの語義の上では、「利用の案内」は5つの領域のそれぞれの中に存在しているし、物理形態としてはパンフレット、リーフレットだけでなく、校内放送、ビデオやパソコン、テレホンサービスなどさまざまな形が可能である。

利用者 学校図書館における利用者とは通常、生徒・教職員であるが、条件が整えば卒業生や地域住民等も利用者になる可能性を持つ。

参考文献

- 1) 渋川雅俊. “大学図書館利用者教育研究序説「テキサス大学図書館利用者教育総合計画」を中心として” *Library and Information Science.* (16): pp.235-251, 1978.
- 2) 福永智子. “学校図書館における新しい利用教育の方法－米国での制度的・理論的展開－” *『図書館学会年報』* 39(2): pp.55-69, 1993.
- 3) カナダ・オンタリオ州教育省編 FCT (市民とテレビの会) 訳 「メディア・リテラシー マスメディアを読み解く」 リベルタ出版 1992.
- 4) 笠原良郎. “「資料・情報を活用する学び方の指導」体系表をまとめて” *『学校図書館』* (501): pp.9-13, 1992.
- 5) 坂本旬. “情報教育と生活主義” *『東京都立大学紀要：教育科学研究』* 13: pp.31-46, 1994.
- 6) ACRL Bibliographic Instruction Task Force. “Guidelines for Bibliographic Instruction in Academic Libraries” *College & Research Libraries News.* 38(4): pp.92-93, 1977.
- 7) ACRL Bibliographic Instruction Section. “Model Statement of Objectives for Academic Bibliographic Instruction” *College & Research Libraries News.* 48(5): pp.256-261, 1987.
- 8) ACRL Instruction Section. “Guidelines for Instruction Programs in Academic Libraries” *College & Research Libraries News.* 58(4): pp.264-266, 1997.

付 錄

図書館利用教育とは、個々それぞれの図書館、また各館種が孤立した形で行えるものではない。各図書館の設置母体はもとより、図書館団体、教育機関等が協力し、総体となって取り組むことにより、初めてその目標を達成することができる。その意味で「総合版」は、各館種別ガイドラインの共通基盤として位置づけられるものである。

図書館利用教育ガイドライン 一総合版一

総論

このガイドラインはすべての利用者が各自の状況に合わせて図書館の活用能力を身に付けられる体制を確立するために、関係者が実施すべき指針である。

1. 定義

図書館利用教育とは、すべての利用者が自立して図書館を含む情報環境を効果的・効率的に活用できるようにするために、体系的・組織的に行われる教育である。

2. 意義

図書館の活用能力を身に付けることは、人間の成長と自立の大切な要素であり、それは情報化社会・生涯学習社会と言われているこの時代を生きるすべての人にとって欠くことのできない基礎的能力である。また常に成長しサービスを広げていく図書館は、積極的にその利用方法を人々に知らせることにより、その本来の機能を最大限に發揮することができる。

3. 対象

現に図書館を利用している、いないに関わらず、すべての利用者である個人またはグループを対象とする。

4. 目的・目標

目的・目標は、利用者のニーズと情報利用能力の到達度に合わせて設定するべきで、次の5つの領域が考えられる。

- ・領域1：印象づけ

各自の情報ニーズを充たす社会的機関として図書館の存在を印象づけ、必要が生じた場合に利用しようという意識を持つようとする。

- ・領域2：サービス案内

各自の利用する図書館の施設・設備、サービスおよび専門的職員による支援の存在を紹介し、その図書館を容易に利用できるようにする。

- ・領域3：情報探索法指導

情報の特性を理解すると同時に、各種情報源の探し方と使い方を知り、主体的な情報探索ができるようとする。

・領域4：情報整理法指導

メディアの特性に応じた情報の抽出、加工、整理、および保存ができるようとする。

・領域5：情報表現法指導

情報表現に用いる各種メディアの特性と使用法を知り、目的に合った情報の生産と伝達ができるようとする。守るべき情報倫理を伝える。

5. 実施機関

- 5-1. 各図書館が行う。
- 5-2. 図書館関係団体が行う。
- 5-3. 学校教育機関において図書館員と教員とが協力して行う。
- 5-4. 国や自治体が生涯学習支援活動の一環として行う。

6. 制度化

すべての人に図書館利用教育を受ける機会を保障するためには、関係機関がこれをその業務のひとつと認識し、組織的に取り組まなければならない。

- 6-1. 各図書館は図書館利用教育を業務分掌に規定し、必要な人的・予算的措置を図る。
- 6-2. 図書館関係団体は各種基準の中に図書館利用教育の項目を設ける。
- 6-3. 初等・中等教育機関の学習指導要領の中に図書館利用教育を的確に位置づける。
- 6-4. 高等教育機関はそのカリキュラムの中に図書館利用教育を位置づける。

7. 担当者の養成

- 7-1. 図書館員養成のカリキュラムの中に図書館利用教育法に関する科目を設置し、その理念・内容・指導法を教育する。
- 7-3. 教員養成のカリキュラムの中に図書館利用教育法に関する科目を設置し、その理念・内容・指導法を教育する。

8. 研究・開発・普及

- 8-1. 図書館・情報学の研究対象として図書館利用教育を位置づけ、関連学問領域の成果を取り入れ、理論構築、教育方法等の研究を推進する。
- 8-2. 図書館利用教育をテーマとする研究会・研修会を開催する。
- 8-3. 共同利用できる様々なメディアの標準的教材を開発し、図書館利用教育が各学問分野・各レベルで、どの場においても実施できるように、その普及を図る。

9. 評価

図書館利用教育の実施状況を把握し評価するために、以下のことを行う。

- 9-1. 各図書館が行う調査・統計や業務報告の項目に図書館利用教育を加える。
- 9-2. 図書館関係団体が行う調査・統計の項目に図書館利用教育を加える。
- 9-3. 学校教育機関が行う自己点検・自己評価の項目に図書館利用教育を加える。
- 9-4. 図書館関連行政機関が行う調査・統計の項目に図書館利用教育を加える。

図書館利用教育委員会

(委員長)

濱田 敏郎 (常磐大学) (1989 -)

(委員)

青木 玲子 (東京ウイメンズプラザ図書資料室) (1997 -)
有吉 末充 (神奈川県立神奈川工業高等学校図書館) (1996 -)
市古 健次 (慶應義塾大学三田メディアセンター) (1992 - 1994)
尾田真知子 (北陸学院短期大学ヘッセル記念図書館) (1989 -)
片桐あゆみ (千代田化工建設(株)ライブラリー) (1995 - 1996)
小林 淳 (鎌倉市立中央図書館) (1995 - 1996)
座間 直壯 (調布市立中央図書館) (1995)
椎葉 敏子 (白百合女子大学非常勤) (1989 - 1995)
高田 淳子 (神奈川県立向の岡工業高等学校図書館) (1995)
戸田 光昭 (駿河台大学) (1997 -)
仁上 幸治 (早稲田大学図書館) (1990 -)
野末俊比古 (学術情報センター研究開発部) (1995 -)
平久江祐司 (図書館情報大学) (1997 -)
松原 修 (立命館大学メディアセンター) (1996)
丸本 郁子 (大阪女学院短期大学) (1989 -)
毛利 和弘 (亜細亜大学) (1989 -)

■学校図書館作業委員 1995.1 - 1996.3

有吉 末充 (神奈川県立大沢高等学校図書館)
井谷 泰彦 (桐朋学園中学高等学校図書館)
高田 淳子 (委員会委員)
仁上 幸治 (委員会委員)
東川久美子 (淑徳与野高等学校図書館)

注) 所属は、現委員については1998年4月時点のもの。元委員については在任当時のもの。

JLA9932

ISBN4-8204-9817-7

図書館利用教育ガイドライン 一学校図書館(高等学校)版一 1998年8月発行 1999年9月第3刷

発行：社団法人 日本図書館協会 〒104-0033 東京都中央区新川1-11-14 電話03(3523)0811